

I 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

■健康づくりへの考え方の変化

健康で暮らすことは、すべての人の願いです。わが国では、昭和 53 年から、10 年を 1 期とする「国民健康づくり対策」が進められ、第 3 次国民健康づくり対策となる『21 世紀における国民健康づくり運動(健康日本 21)』では、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現をめざした施策が進められてきました。

平成 12 年から、13 年間にわたり進められてきた「健康日本 21」は、一人ひとりの生活習慣の改善等による「1 次予防の推進」を基本的な考え方としてきました。平成 25 年度には、個人の努力による健康づくりだけでなく、地域や職場などの社会環境や健康格差などが個人の健康にも影響を及ぼしている点にも着目し、健康寿命の延伸と健康格差の解消をめざした「健康日本 21 (第 2 次)」が策定されました。

■健康日本 21 清須計画 (第 2 次) がめざすこと

本市では平成 17 年及び平成 21 年の 4 町合併後、「健康日本 21 清須計画」(以下「第 1 次計画」という。)を平成 23 年 3 月に策定しました。「みんなでつくろう、元気で安心して暮らせるまち！」を基本理念とし 11 分野の目標を立て、家庭、学校、地域、職場等との連携を図り、市民の健康づくりを推進してきました。

平成 26 年度に第 1 次計画の計画期間が終了することから、これまでを評価し、「健康日本 21 清須計画 (第 2 次)」では、『すべての市民が自らの健康づくりに主体的に行動すること』、『個人の健康に影響を及ぼす社会環境の改善に取り組むこと』、『地域や企業等との連携や協力をより密にしながら、地域ぐるみで健康づくりに取り組むこと』をめざします。



2 計画の位置づけと期間

2-1 計画の位置づけ

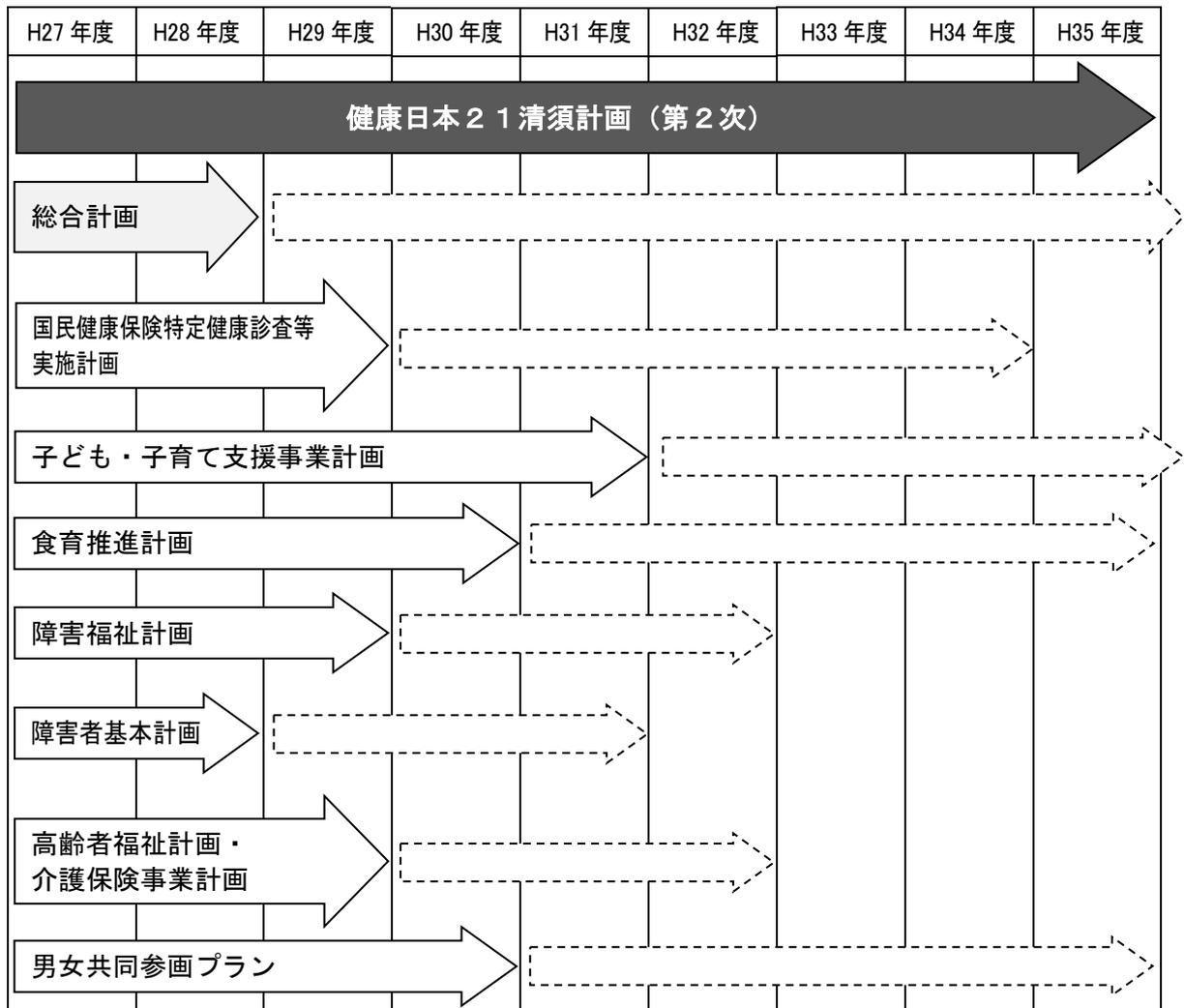
この計画に規定される行動の主体は“市民”であり、市民の行動をサポートするのが“行政”の使命であると考えています。そのため、市の健康づくり事業を、市民の健康づくりを支援するものとして位置づけています。

この計画は、市の関連諸計画との整合性を図り、健康増進法第8条に定められた市町村健康増進計画として清須市が策定するものです。

2-2 計画の期間

この計画は、平成27年度（2015年度）を初年度とし、中間評価を平成30年度（2018年度）に実施し、平成35年度（2023年度）を目標年度とする9か年計画です（表1-1）。

表1-1 健康日本21 清須計画（第2次）の位置づけ



2-3 策定の流れ

この計画の策定にあたっては、健康に関するアンケート調査などにより市の現状分析を行い、第1次計画の最終評価をしました。その最終評価や意見交換会での意見を踏まえ、健康づくり推進協議会などで検討し、第2次計画を策定しました。

